

市政 トピックス

三州瓦屋根工事奨励補助金 申請方法などが 変わりました

変更点

- ・「工事指定申請書」の申請する時期

瓦屋根工事施工現場に三州瓦が納品された時に関係書類を添えて申請します。

注意 屋根瓦の葺替えにかかる工事の場合は、工事前の状況写真が必要となります。工事着手前に必ず撮影してください。

- ・「ガイドライン工法」による屋

根施工工事が条件となります

※ガイドライン工法とは、平成13年に独立行政法人建築研究所が監修した「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」です。

・この補助制度の対象となる方で、未使用の住宅用太陽光発電システム（据え置き型）を屋根瓦施工時期と同時に設置する場合は上乗せ補助があります

補助額

- ・三州瓦の形状が和型（J型）の場合は25万円
- ・それ以外の形状の場合（平板・S型など）は15万円
- ・上乗せ補助額 住宅用太陽光発電システム1kWあたり5万円で、上限20万円

※詳しくは、市公式ホームページ
(<http://www.city.takahama.lg.jp/grpbetu/sangyo/shigoto/kawara/kawarahoj.html>) で確認してください。

問合せ先

市役所地域産業グループ
☎ 52-11111（内線272）



がんばる事業者 応援します

市内で事業を営む中小企業の事業者が、経営・技術改善を通して、経営基盤・技術競争力などの強化

を行う場合、改善活動に要した費用の一部を補助します。
申請・問合せ先

市役所経営戦略グループ
☎ 52-11111（内線228）

〈補助内容〉

補助の種類	対象要件 (1事業者各1回限り)	補助額	申請時期
補助①	中小企業診断士、コンサルタント、デザイナーなど（補助金の交付申請をする日において、3年以上該当業務を行っており、かつ、実績がある者）による経営基盤・技術競争力などの強化などの診断を受けるために契約をした場合	補助金の交付申請をした年度内に支払う人件費の全額 (限度額：30万円)	中小企業診断士などの診断契約の日から14日以内
補助②	『補助①』の診断に基づき設備導入をする場合や高浜市商工会による「地域力連携拠点事業」または、「経営技術強化支援事業」に基づき設備導入する場合	導入する設備に対する経費の2分の1の金額 (限度額：50万円)	導入する設備の契約（売買契約など）の日または見積りの日から14日以内
補助③	愛知県の補助制度である「中小企業ものづくり基盤技術開発推進費補助金」または財団法人あいち産業振興機構の助成制度である「あいち中小企業応援ファンド助成金」の交付決定を受けた場合	補助金・助成金の交付決定を受けた補助対象経費のうち、自己負担分に該当する経費（人件費、食糧費、予備費、補助経費として適当でない費用を除きます）の2分の1の金額 (限度額：50万円)	補助金・助成金の交付決定を受けた日から30日以内

※注意：平成24年3月31日までに補助事業の完了が必要となります。